

## 1 背景

### 令和 4 年12月 都「TOKYO強靱化プロジェクト」策定

- ・「風水害」、「地震」、「火山噴火」、「電力・通信等の途絶」及び「感染症」の5つの危機に対して、東京の強靱化に向けた目指す到達点と、2040年代までの施策の全体像を明らかにし、都が実施する事業をとりまとめたもの

(令和 5 年12月 都「TOKYO強靱化プロジェクト upgrade I」策定 (参考資料 1) )

#### ◆屋外広告物関係 「激甚化する風水害から都民を守る」

#### 強風対策・・・強風による看板等の飛散事故等を防止

事業の内容 ・屋外広告物自己点検報告書の点検項目を具体化し、看板等の点検強化を促進

- ・看板の安全管理ガイドブック (参考資料 2) 等により、看板の所有者等に対し、的確な点検方法を周知
- ・ホームページなど様々な媒体を活用し、飛来の恐れのある物の台風前の備えを周知



「屋外広告物自己点検報告書」(施行規則様式) (参考資料 3) の点検項目具体化について規格等検討小委員会において審議

# 屋外広告物の点検強化の促進について

## 2 現行の都の「屋外広告物自己点検報告書」

・ **継続許可申請及び（表示位置）変更申請**の際、自己点検報告書の添付が必要

・ 自己点検報告書の添付を要する屋外広告物  
**広告塔、広告板、アーチ、装飾街路灯**

※いずれも許可期間2年以内

※高さ4m超又は表示面積10㎡超の広告塔及び  
広告板、アーチ並びに装飾街路灯については  
屋外広告物管理者（★）による自己点検報告書  
の提出が必要 **★建築士等の有資格者**

### ・ 現行の点検項目（6項目）

- ① 取付け（支持）部分の変形又は腐食
- ② 主要部材の変形又は腐食
- ③ ボルト、ビス等のさび
- ④ 表示面の汚染、変色又ははく離
- ⑤ 表示面の破損
- ⑥ その他特に点検した箇所

→ **点検項目・点検内容をより具体化し、  
点検の実効性を高める**

第2号様式(第1条関係)

屋 外 広 告 物 自 己 点 検 報 告 書		
東京都屋外広告物条例施行規則第1条第3項の規定により、屋外広告物の点検結果を下記のとおりに報告します。		
年 月 日		
東京都知事 殿	報告者	住所 氏名 電話 ( ) 〔法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
下記の点検結果は、事実と相違ありません。		
	屋外広告物管理者	住所 氏名 電話 ( ) 資格
記		
1 屋外広告物の概要		
(1) 表示又は設置の場所	年 月 日	第 号
(2) 表示内容		
(3) 設置年月日	年 月 日	
(4) 前回許可	年 月 日	第 号
2 点検結果		
点 検 項 目	※異状の有・無	改 善 の 概 要
(1) 取付け(支持)部分の変形又は腐食	有 ・ 無	
(2) 主要部材の変形又は腐食	有 ・ 無	
(3) ボルト、ビス等のさび	有 ・ 無	
(4) 表示面の汚染、変色又ははく離	有 ・ 無	
(5) 表示面の破損	有 ・ 無	
(6) その他特に点検した箇所	有 ・ 無	
(注意) 1 屋外広告物管理者の欄は、東京都屋外広告物条例施行規則第3条で定める広告物等を表示又は設置している場合のみ記入してください。この場合、資格の欄には、東京都屋外広告物条例施行規則第2条各号に定める屋外広告物管理者の資格の名称を記入してください。 2 ※印のある欄は、該当するものを○で囲んでください。		

(日本産業規格A列4番)

# 屋外広告物の点検強化の促進について

## 3 今後の進め方（案）

	令和6年度									令和7年度
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
条例・規則改正等						施行規則改正手続		規則公布		規則施行
東京都広告物審議会	本審①	規格小①		規格小②	本審②					

